

別紙

○ 後進地域開発特例法適用団体農山漁村地域整備交付金関係開発指定事業補助率差額金交付要綱（平成23年3月31日付け22農振第2400号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別記様式（第2関係）（略）</p> <p>（第1表）・（第2表の1）（略）</p> <p>（第2表の2） 治山事業関係</p> <p>年度後進地域開発法に基づく治山関係開発指定事業補助率差額金精算書（略）</p> <p>（記載注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 開発指定事業細目欄には、次の要領により記載すること。</p> <p>（1）特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条に規定する区域（以下「特殊土壌地帯」という。）のない県</p> <p>河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川の水系に属する河川の流域における予防治山事業、<u>緊急防災減災対策総合治山事業</u>、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業（自然環境保全治山の実施要件（農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号））の1に該当する事業に限る）及び保安林管理道整備事業の各事業細目（以下「一級河川等の流域における各事業細目」という。）を記載すること。</p> <p>（2）特殊土壌地帯のある県</p> <p>一級河川等の流域における各事業細目並びに特殊土壌地帯における予防治山事業、<u>緊急防災減災対策総合治山事業</u>、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業及び保安林管理道整備事業の各事業細目を記載すること。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>付表 （略）</p>	<p>別記様式（第2関係）（略）</p> <p>（第1表）・（第2表の1）（略）</p> <p>（第2表の2） 治山事業関係</p> <p>年度後進地域開発法に基づく治山関係開発指定事業補助率差額金精算書（略）</p> <p>（記載注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 開発指定事業細目欄には、次の要領により記載すること。</p> <p>（1）特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条に規定する区域（以下「特殊土壌地帯」という。）のない県</p> <p>河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川の水系に属する河川の流域における予防治山事業、<u>地域防災対策総合治山事業</u>、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、<u>山地防災力強化総合対策事業</u>、共生保安林整備事業（自然環境保全治山の実施要件（農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号））の1に該当する事業に限る）及び保安林管理道整備事業の各事業細目（以下「一級河川等の流域における各事業細目」という。）を記載すること。</p> <p>（2）特殊土壌地帯のある県</p> <p>一級河川等の流域における各事業細目並びに特殊土壌地帯における予防治山事業、<u>地域防災対策総合治山事業</u>、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、<u>山地防災力強化総合対策事業</u>、共生保安林整備事業及び保安林管理道整備事業の各事業細目を記載すること。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>付表 （略）</p>

改正後				現行						
(削る。)				付表 開発指定事業費精算額内訳表 都道府県名：						
				開発指定事業				左の財源内訳		
事業名	林道区分	路線名	精算額	補助金 確定額	一般県(都 道府)費	令第2条分 担金等	〇	〇	〇	〇
			円	円	円	円		ha	ha	
	小計						/	/	/	
	小計						/	/	/	
	小計						/	/	/	
	計						/	/	/	
(記載注意) 1 事業名欄には、予算科目の目単位で事業名を記載すること。 2 林道区分の欄は、補助率の異なるものごとに区分し記載すること。 3 基幹道路指定年月日の欄は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条1項、山村振興法第11条第1項又は半島振興法第11条第1項の規定に基づき農林水産大臣が基幹道路に指定した年月日を記載すること。 4 県(都道府)有林面積の記載は、林道開設事業成績書又は林道改良事業成績書に記載した当該路線に係る県(都道府)有林面積を記載すること。										
(第2表の4) (略)				(第2表の4) (略)						

附 則

- この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。